

岐阜県公報

第 二 百 六 十 九 号
令和四年一月二十五日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

(国民健康保険課) 三九^{ページ}

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消

(税 務 課) 三九

○保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 四〇

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂 防 課) 四〇

公 示

○開発行為の工事の完了

(建築指導課) 四一

○落札者等に関する公示

(会 計 課) 四二

規 則

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。
岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成三十二年岐阜県規則第九号)

第二条第二号中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改める。

第十二条中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和四年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
堀井石油	堀 井 健 次	可児市土田三八六二番地二	令和 三・一一・三〇

岐阜県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市朝日町一之宿字山越三七七、字下前平八五〇の二、字樋之向八五一、八五三から八五八まで、字雁沢八五九、八六〇、八六二から八六五まで、八六六の一、八六六の三から八六六の五まで、八六六の七、字歩洞八七二の一から八七二の五まで、八七三の一から八七三の四まで、八七四、字奥上ヶ洞八七五の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

養老郡養老町勢至字江ノ尾一四五の四八から一四五の五〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域 (次の図に示すとおりとする。) 揖斐郡揖斐川町日坂 字北尾佐 一二五九番一 一号 字奥ノ洞 一七六〇番一 二号から四号まで 字北尾佐 一二七一番一 五号及び六号 一二五一番一 七号 一二六三番 八号 一二六六番 九号から十一号まで		公 示 ○開発行為の工事の完了 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。 令和四年一月二十五日 岐阜県知事 古 田 肇	
(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)			
開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	
岐阜県指令岐西建築第一二八号 令和 元・一二・二〇 〔岐阜県指令岐西建築第一四四号の七 令和三・ 六・一八〕	山県市大字高富字武土ヶ洞二四四番三の一部、二四四番四の一部、二四四番五、二四四番六、二四四番七、二四四番八、二四四番九、二四四番一〇、二四四番一一、二四四番一二、二四四番一三、二四四番一四、二四四番一五、二四四番一六、二四四番一七、二四四番一八、二四四番一九、二四四番二〇、二四四番二一、二四四番二二、二四四番二三、二四四番二四、二四四番二五、二四四番二六、二四四番二七、二四四番二八、二四四番二九、二四四番三〇、二四四番三一、二四四番三二、二四四番三三、二四四番三四、二四四番三五、二四四番三六、二四四番三七、二四四番三八、二四四番三九、二四四番四〇、二四四番四一、二四四番四二、二四四番四三、二四四番四四、二四四番四五、二四四番四六、二四四番四七、二四四番四八、二四四番四九、二四四番五〇、二四四番五一、二四四番五二、二四四番五三、二四四番五四、二四四番五五、二四四番五六、二四四番五七、二四四番五八、二四四番五九、二四四番六〇、二四四番六一、二四四番六二、二四四番六三、二四四番六四、二四四番六五、二四四番六六、二四四番六七、二四四番六八、二四四番六九、二四四番七〇、二四四番七一、二四四番七二、二四四番七三、二四四番七四、二四四番七五、二四四番七六、二四四番七七、二四四番七八、二四四番七九、二四四番八〇、二四四番八一、二四四番八二、二四四番八三、二四四番八四、二四四番八五、二四四番八六、二四四番八七、二四四番八八、二四四番八九、二四四番九〇、二四四番九一、二四四番九二、二四四番九三、二四四番九四、二四四番九五、二四四番九六、二四四番九七、二四四番九八、二四四番九九、二四四番一〇〇、二四四番一〇一、二四四番一〇二、二四四番一〇三、二四四番一〇四、二四四番一〇五、二四四番一〇六、二四四番一〇七、二四四番一〇八、二四四番一〇九、二四四番一一〇、二四四番一一一、二四四番一一二、二四四番一一三、二四四番一一四、二四四番一一五、二四四番一一六、二四四番一一七、二四四番一一八、二四四番一一九、二四四番一二〇、二四四番一二一、二四四番一二二、二四四番一二三、二四四番一二四、二四四番一二五、二四四番一二六、二四四番一二七、二四四番一二八、二四四番一二九、二四四番一三〇、二四四番一三一、二四四番一三二、二四四番一三三、二四四番一三四、二四四番一三五、二四四番一三六、二四四番一三七、二四四番一三八、二四四番一三九、二四四番一四〇、二四四番一四一、二四四番一四二、二四四番一四三、二四四番一四四、二四四番一四五、二四四番一四六、二四四番一四七、二四四番一四八、二四四番一四九、二四四番一五〇、二四四番一五一、二四四番一五二、二四四番一五三、二四四番一五四、二四四番一五五、二四四番一五六、二四四番一五七、二四四番一五八、二四四番一五九、二四四番一六〇、二四四番一六一、二四四番一六二、二四四番一六三、二四四番一六四、二四四番一六五、二四四番一六六、二四四番一六七、二四四番一六八、二四四番一六九、二四四番一七〇、二四四番一七一、二四四番一七二、二四四番一七三、二四四番一七四、二四四番一七五、二四四番一七六、二四四番一七七、二四四番一七八、二四四番一七九、二四四番一八〇、二四四番一八一、二四四番一八二、二四四番一八三、二四四番一八四、二四四番一八五、二四四番一八六、二四四番一八七、二四四番一八八、二四四番一八九、二四四番一九〇、二四四番一九一、二四四番一九二、二四四番一九三、二四四番一九四、二四四番一九五、二四四番一九六、二四四番一九七、二四四番一九八、二四四番一九九、二四四番二〇〇番の一部及び山県市所管法定外公共物（道路及び水路）	岐阜県岐阜市西野一色二丁目七番一八号 アジア原紙株式会社 代表取締役 赤石 沢 清 人	
岐阜県指令岐西建築第一三三号の七 令和 三・ 九・一四	瑞穂市穂積字野口一〇八二番一	岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉	岐阜県岐阜市西野町七丁目一七番地

三五号の三 令和 三・ 八・ 六		有限会社高橋地所 代表取締役 高 橋 慶太郎
岐阜県指令岐西建築第一 三六号の二 令和 三・一〇・一三 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の三六 令和 三・一一・二五〕	本巣郡北方町曲路東四丁目二番の一部	岐阜県本巣郡北方町高屋一〇九八番地一 NEW COMORI 株式会社 代表取締役 小 森 隆 司
岐阜県指令岐西建築第一 三三号の三 令和 二・ 二・二七 〔岐阜県指令岐西建築 第一二四号の一六 令和 二・一〇・一三〕 〔岐阜県指令岐西建築 第一二四号の一七 令和 二・一二・ 八〕 〔岐阜県指令岐西建築 第一二四号の三六 令和 三・ 五・一四〕 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の三四 令和 三・一二・ 八〕	養老郡養老町飯ノ木字休息所八八九番から八九一番まで、八九二番一、八九三番三、八九五番一、八九六番から九〇四番まで、九〇六番一、九〇六番二、九〇七番から九一一番まで、九一二番一、九一六番一、九一七番、九一九番及び養老町所管法定外公共物（道路及び水路）	岐阜県大垣市内原一丁目七十一番地 JAPAN TESTING LABORATORIES株式会社 代表取締役 野 原 祐 樹
岐阜県指令東建築第九五号の五 令和 三・ 五・二一	恵那市大井町字北関戸一九五九番一、一九五九番七の一部及び一九五九番一〇	岐阜県恵那市大井町一三三四番地の八二 株式会社アイギハウジング 代表取締役 保 母 龍 興

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 テレワークシステムの構築及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年11月2日
- 4 落札者を決定した日 令和3年12月13日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目6番
日本電気株式会社岐阜支店
支店長 梁瀬 望
- 6 落札金額 37,070,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
- (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和四年一月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社